

平成25年2月22日  
第9回法曹養成制度検討会議  
法曹養成制度検討会議委員 田島 良昭

### 法科大学院の定員削減・統廃合についての意見書

- 1 法科大学院の定員削減及び統廃合の必要性について、以下のとおり、意見を述べる。

法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核を担う機関として、充実した教育を行い、質の高い法曹を養成することが期待されている。

しかし、私自身も法科大学院を見学させていただいたが、現状は、法科大学院修了生全体の司法試験合格率が25%前後にとどまっており、司法制度改革で目指した合格率には遠く達していない。特に、一部の法科大学院においては司法試験合格率が著しく低迷している。修了生のごく一部しか法曹となれないような状態では、法科大学院としての使命を果たしているといえないのではないだろうか。

このような状況を放置しては、法科大学院制度は信頼を失い、法曹を志望する者がますます減少してしまうことが危惧される。

したがって、法科大学院全体の教育の質を確保し、司法試験合格率を上昇させて、修了生の少なくとも7～8割が司法試験に合格し、文字通り「法科大学院」と名乗れる状態を作り出さなければならない。

- 2 そのためには、まず、司法試験合格率が著しく低い法科大学院について、統廃合を進める必要がある。これまで文部科学省により、自主的な組織見直しを促進する方策がとられてきたが、現状を見ると、それだけでは、法科大学院が自主的に組織見直しをしていくとは思われず、到底不十分と思われる。更に徹底した措置が必要である。財政的な支援の見直しだけでなく、法務省や裁判所からの教員の派遣についても見直しが必要である。そして、このような措置を徹底して行い、それでも改善が見込まれない法科大学院については、強制的にでも撤退していただく措置をとる必要があると考える。
- 3 また、私は、司法試験に合格するということは、法曹となるにふさわしい実力を備えたと判定されるということだと思うが、最近の合格者は2,000人程度であって、現在の法科大学院は、この程度の数の合格者しか出せないにもかかわらず、定員は4,500人近くにも上る数としており、この定員の数は、法科大学院教育の現状と比べると、あまりに多すぎる。そのために、「三振」して受験資格を喪失するものが大量に出ていると聞いている。法科大学院の教育の現状に合わせて、修了生の7～8割が合格するような数

の定員にまで削減する必要がある。

まずは、上記のような成果の上がない法科大学院の統廃合を進める必要がある。

また、現在、定員に比べて、実際の入学者数が著しく少ない法科大学院が多くなっており、そのような法科大学院は、実入学者数に即して教育体制を見直し、定員削減や統廃合を進めていくべきである。また、突出して定員が多い大規模の法科大学院についても適正規模でよりよい教育を進めるという見地から定員を削減してもらう必要がある。

- 4 法曹は、我が国の司法を支える重要な担い手であり、質の高い法曹を養成するための安定した制度は、国として極めて重要なものである。法科大学院の教育の質を向上させ、より良い法曹養成制度となることを望む。